

平成 29 年 9 月 1 日
神戸税関業務部

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する
暫定的な不当廉売関税について

本日、高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成 29 年政令第 234 号）が公布されたことに伴い、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレート（当該貨物による保税製品を含む。）を輸入する場合には、一般税率のほか、不当廉売関税が課されることとなりました。つきましては、下記内容を参照のうえ適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、輸入手続を含め本件に関し不明な点がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第 1 部門（078-333-3086）宛照会願います。

記

1. 課税物件	中華人民共和国 ^(注1) を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレート（関税定率法別表 3907.61 号に掲げる物品）
2. 課税標準額	一般関税の申告価格（CIF）と同一
3. 不当廉売関税税率	中華人民共和国産 ^(注1) 53.0% 但し、一部供給者に例外あり（別紙参照）
4. 適用期間	平成 29 年 9 月 2 日から平成 30 年 1 月 1 日まで
5. 提出書類	・関税法施行令第 61 条第 1 項第 1 号または関税暫定措置法施行令第 27 条第 1 項に定める原産地証明書（特定貨物 ^(注2) を除く） ・特定貨物 ^(注2) については、生産証明書、メーカーズ・インボイス等の書類
6. 申告方法	NACCS システムを利用した輸入申告可能。「内国消費税等種別コード」のうち本品に係る不当廉売関税については、「S007001」「S007002」「S007003」「S007004」のコードが追加され、それぞれ適用税率が 53.0%、39.8%、51.0%、51.4%となる。

(注1) 香港地域及びマカオ地域を除く。

(注2) 政令第 1 条第 1 項に定める特定貨物。

【別紙】 供給者別不当廉売関税税率

貨物の供給者	税率
グァンドン・アイヴイエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド (GUANGDONG IVL PET POLYMER CO.,LTD.)	39.8%
ジャンイン・シンタイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGTAI NEW MATERIAL CO.,LTD.)	39.8%
ジャンイン・シンユウ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGYU NEW MATERIAL CO.,LTD.)	39.8%
ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド (JIANGSU XINGYE PLASTIC CO.,LTD.)	39.8%
チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (ZHEJIANG WANKAI NEW MATERIALS CO.,LTD.)	51.0%
チャイナ・リソーシズ・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・ リミテッド (CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO.,LTD.)	51.4%
ドラゴン・スペシャル・レジン (シアメン) カンパニー・リミテッド (DRAGON SPECIAL RESIN (XIAMEN) CO.,LTD.)	39.8%
その他	53.0%